

幼稚園授業料の無償化について

～R6.8

1 概要

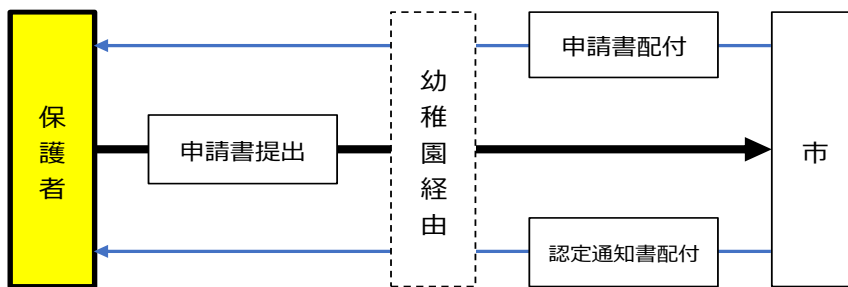
幼稚園を利用する3歳から5歳児の利用料を無償化します。2歳児は「保育の必要性」の認定を受けた非課税世帯が無償化となります。

給食費をはじめとする実費については、無償化の対象外です。

		通常の教育時間	預かり保育時間	
対象年齢	認定が必要(新1号)	・満3歳児～小学校就学前	新2号 ・3歳児～小学校就学前 新3号 ・満3歳児～最初の3月31日の間は、市民税非課税世帯のみ対象 	
対象費用		・授業料と入園料	・預かり保育料	
上限金額(無償金額)		・月25,700円 ※超える分は保護者の負担	新2号 ・月11,300円 ※超える分は保護者の負担	・月の預かり保育料① ・450円/日×利用日数② (①と②を比べて低い方)
対象外費用		・実費 検定料、送迎費、食材料費(主食費・副食費)、行事費、用品費など		
国の補助制度		・世帯収入360万円未満の世帯の園児 ・第3子以降の園児(小3以下でカウント)		
			} 副食費(おかず代)が免除	

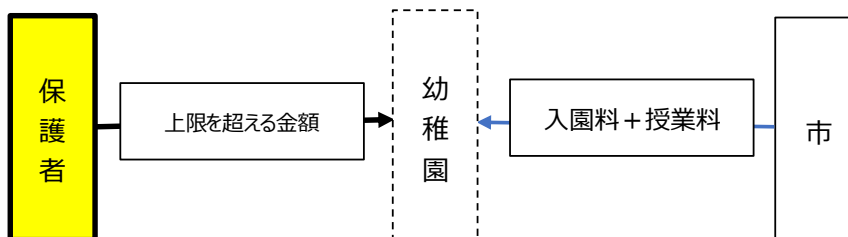
2 認定の手続き方法

通園中又は通園予定の幼稚園を通じて手続きとなります。



3 料金の流れ

入園料及び授業料については、幼稚園にお支払いいただく必要はありませんが、上限25,700円を超える分は保護者負担となります。



預かり保育料も同様の流れになります。



※入園料を事前に徴収する場合は、入園料は園から返金します。

認定及び副食費免除の判定に必要な提出書類について

<認定について>

○新1号

「保育が必要」な要件は必要ありません。

○新2・3号（保育認定）

「保育が必要」な要件が必要となります。

保育認定を受ける場合は、保護者の保育が必要な要件に応じて、書類を提出していただく必要があります。（※1）また、保育が必要な要件に応じて認定期間も異なります。

【保育が必要な要件、提出書類、認定期間】

	保育が必要な要件	提出書類	認定期間
1	就労	就労証明書 ※自営業・農業の方は、就労証明書の他に直近の確定申告書又は開業届（新規開業の場合）（写し）	児童の小学校就学前の年度末日までの期間内で、左記の状態が継続する期間（※2） （月の就労実績が60時間未満の場合は、「5求職活動」として2か月間）
2	疾病・障がい	診断書又は障がい者手帳（写し）	1と同じ期間
3	看護・介護	対象者の診断書又は障がい者手帳（写し）	1と同じ期間
4	災害復旧	罹災証明書	災害の復旧が完了すると見込まれる期間
5	求職活動	就労予定申立書兼誓約書	2か月間
6	就学	就学証明書及びカリキュラム	1と同じ期間
7	妊娠・出産	母子手帳（写し） （出産予定日を記入する）	出産（予定）月の前後各2か月間 （多胎妊娠時は産前3か月から）
8	育児休業中	就労証明書	1と同じ期間

（※1）離婚調停中の方については、夫婦関係等調整調停申立書（写し）を提出してください。

（※2）満3歳児の認定にあっては、満3歳に到達した最初の3月31日までを認定期間とします。

<副食費免除について>

○対象：世帯収入360万円未満の世帯の園児及び第3子以降の園児（小3以下でカウント）

【副食費免除の判定に必要な書類】

令和5年1月1日に春日井市に住民票が無かった方は、

「令和5年度市県民税課税証明書（全ての所得額及び控除額の明細が記載されているもの）」が必要です。